福知山市監査委員告示第２号

令和元年度に実施した財政援助団体等監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、地方自治法第１９９条第１２項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和２年４月８日

福知山市監査委員　　長　坂　　勉

福知山市監査委員　　足 立　　伸 一

建設交通部　都市・交通課（指定管理者　有限会社　京都事務機販売）

監査の結果	講じた措置
1　指定管理者に係る事項 基本協定書において、指定管理業務固有の金融機関口座を開設し、業務実施に係る支出及び収入を適切に管理することが規定されているが、入金された指定管理料が一部を除き一括して出金処理されていた。自社の業務と指定管理業務をより明確に把握できるよう管理されたい。	1　指定管理者に係る事項 専用口座の趣旨を理解し、経理の明確化に努める。
2　所管課に係る事項 （1）指定管理者に収納を委託している経費の一部において、その根拠が明瞭でないものがあったので整理されたい。 （2）放置自転車等の処理費用として、その撤去や保管に係る所有者負担額が規定されていないものがあったので整理されたい。 （3）障害者が利用されるにあたり、駐車料金の減免処理が行われているが煩雑な事務になっており、条例において障害者の使用料を規定するなど、事務手続きを簡素化することを検討されたい。	2　所管課に係る事項 （1）条例等の整理について、今後検討する。 （2）今後の対応を検討する。 （3）個人情報の管理を徹底し、ダイヤル入力を登録するなど工夫する。料金設定については、今後の課題として検討する。